

議案第50号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,021人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,494人

第2条第7号を次のように改める。

(7) 農業委員会の事務部局の職員 14人

第2条第9号を次のように改める。

(9) 企業職員 338人

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 配偶者同行休業中の職員

第3条第2項中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。